

建設工事請負契約書作成の手引き追加説明書

安中土木事務所

令和8月4月1日～

安中土木事務所が発注する建設工事の受注者は、「**建設工事請負契約書作成の手引き**」(最終改正:令和7年12月12日)(群馬県ホームページ <https://www.pref.gunma.jp/page/10990.html>)による他、この書面を参照して契約書を作成してください。

様式は群馬県ホームページからダウンロードできます。(改正前の様式が掲載されている場合がありますのでご注意ください。)

<https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/10973.html>

なお、最新の様式改正については「群馬県県土整備部基準通知システム」の一般の方用を必ず確認してください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/11863.html> から『群馬県県土整備部基準通知システム＜外部リンク＞』

様式、契約約款については、必ず最新のファイルを使用して作成してください。

1. 建設工事請負契約書（群馬県建設工事執行規程第17条）

該当条項	記入内容及び補正内容等
収入印紙	発注者が保管する契約書1通に、印紙税法において定められた金額の収入印紙を貼付し、受注者のみが消印します。 ※令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成される建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は軽減されています。 ☆国税庁ホームページを御確認ください。(「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長について)
1 工事名	工事名は、「指名通知書の調達案件名称」の補助（単独）公共から路線名（河川名）の前までを記載します。 (例) 単独公共 単独交通安全対策事業（交安）〇〇工
2 工事場所	工事場所は、「指名通知書の調達案件名称」の路線名（河川名）以下を記載します。 (例) 主要地方道 松井田軽井沢線 安中市松井田町西野牧外 地内

3 工期	『契約日』～ 「指名通知書」の工期又は履行期限の日 ※フレックス工期を利用できる場合は、フレックス工期についての資料によります。
4 請負代金額	1 請負代金額の欄には、入札金額に入札金額の10%を加算した金額を記載します。 2 課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税額を（ ）内に記載します。 3 免税事業者にあつては、(うち取引に係る消費税及び地方消費税額円)を全部削除又は見え消し削除します。
5 契約保証金	1 契約保証金は、債務不履行の事態が発生した場合に発注者が受ける損害を補填するため、契約の締結にあたり契約金額の10%以上を納付していただくものです。 2 指名通知書に「無」と記載されている場合は、「免除」と記載します。 3 契約保証金は、現金、有価証券（国債及び地方債）、金融機関の保証、保証事業会社の保証、履行保証保険及び履行保証証券のいずれかから選択することができます。 4 現金の納付又は現金に代わる担保（有価証券、金融機関の保証及び保証事業会社の保証）を納める場合は、当該金額を記載します。 5 契約保証金の納付に代えて履行保証保険契約に係る証券を提出する場合は「免除（履行保証保険）」と記載するとともに「金円」を全部削除します。 6 契約保証金の納付に代えて公共工事履行保証証券を提出する場合は「免除（履行ボンド）」と記載するとともに「金円」を全部削除します。
6 解体工事に要する費用等	1 建設リサイクル法の対象工事である場合は、「別紙のとおり」と記載し、【法第13条省令第4条に基づく書面】を約款の末尾に綴じ込みます。「該当がない」場合も「別紙のとおり」とし別紙に該当がない旨記載してください。 様式は下記からダウンロードできます。 https://www.pref.gunma.jp/page/10896.html （6-3 法第13条及び省令第4条に基づく書面（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合）を使用してください。 2 当該工事が建設リサイクル法の対象工事でない場合は、「対象外工事」と記載します。

7 建設発生土の搬出先等	この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「<u>建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり</u>」と記載します。該当の有無は、「施工条件の明示」で確認してください。 なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならないことになります。 提出等について不明な点がある場合は、監督員に確認してください。 該当工事でない場合は、「<u>該当なし</u>」と記載します。
記述文	上記の工事について、発注者と受注者とは各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 本契約の証として本書〇通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。 本書〇通の記載 ・ア 受注者が単体である場合は、「<u>2</u>」を記載します。 ・イ 受注者が共同企業体を結成している場合は、「<u>1 + 共同企業体の構成員数</u>」を記載します。 ・ウ 地域機関等が県庁執行工事に係る入札を執行した場合は、記載した〇通とは別に地域機関等分の建設工事請負契約書1部を提出します。
契約締結日	特に指示のない限り、「落札者決定通知書」の<u>発行日の翌日を契約締結日</u>とします。なお、翌日が土日祝日の場合は、翌開庁日になります。 契約の締結は落札決定の翌日から5日以内（土日祝日を含む）ですので、期日までに契約書の提出をお願いします。
発注者 住所・氏名	（<u>発注者が記載しますので、空欄でかまいません。</u>） 所長が契約を締結する場合 「住所 群馬県安中市安中 3711-1」 「氏名 群馬県安中土木事務所長 ○○○○」 と記載し、押印します。

受注者	1 法人である場合 住所・氏名「住所入札参加資格者名簿に登録した所在地商号役職名〇〇〇〇」 と記載し、代表者印を押印します。 2 共同企業体である場合 「住所登録した共同企業体の所在地共同企業体名代表企業名役職名〇〇〇〇 構成企業名役職名〇〇〇〇 構成企業名役職名〇〇〇〇」と記載し、各構成員の代表者印を押印します。 3 個人である場合 「住所入札参加資格者名簿に登録した住所屋号〇〇〇〇」と記載し、押印します。 4 入札参加資格者名簿において契約締結に係る権限を委任している場合は、委任先の内容を記載し、受任者印を押印します。
綴じ方	【以下の順番で綴じてください】 1 ①契約書 ②約款 ③法第13条省令第4条に基づく書面 （解体工事に要する費用等で「別紙のとおり」とした場合） ④設計書（1次単価まで） ⑤施工条件明示 ⑥各種特記仕様書 の順で綴じ込み、表面及び裏面の糊付け部分に割印を押してください。 2 <u>見積参考資料、数量計算書、図面、位置図、チェックシート（様式1、様式2）は添付しないでください。</u>

2. 建設工事請負契約約款に係る補足

文字及び条項の加入、訂正又は削除（以下「訂正等」）

約款の訂正等を印刷後手書きにより行う場合、または印刷前であっても抹消線により行う場合は手引き2（1）によります。

約款の訂正等を印刷前に行った場合（抹消線による削除を除く）は、手引き2（1）による余白への記入訂正印押印は不要です。

なお、一つの条文全てを削除する場合、条番号が抜けてしまいますので、次のとおり入力してください。見出し（条文の上にある括弧内の説明書き）は不要です。

例 1：第 4 条を削除する場合（←入札説明書及び指名通知書に契約保証金「免除」とある場合）

第 4 条 削除

例 2：第 40 条～第 42 条を削除する場合（←通常の契約の場合（債務負担行為・0 県債除く））

第 40 条～第 42 条 削除

例 3：0 県債の場合（第 40 条を次のとおり見出しと条文を修正し、第 41 条～第 42 条を削除します。）

（債務負担行為に基づく特則）

第 40 条 前払金及び部分払金の請求時期は、令和〇〇年 4 月 1 日以降とする。

第 41 条及び第 42 条 削除

※現約款では、条番号の繰り上げを行うと約款全体の関係条番号に影響が出てしまうことから、条番号の繰り上げは行わないでください。

3. その他

ぐんま電子納品システム利用対象案件について

工事請負契約を締結するときの提出書類と一緒に「契約担当者届出書」を提出してください。

様式所在（群馬県県土整備部基準通知システム内）

群馬県ホームページからもリンク有

<https://www.pref.gunma.jp/page/10897.html>（群馬県 CALS/EC 電子納品の運用について） ページ内の「ぐんま電子納品システム運用ガイドライン（令和 6 年 4 月）＜外部リンク＞」から群馬県県土整備部基準通知システムの該当ページに遷移します。

群馬県建設工事の入札・契約関係書類様式について

建設工事に係る各種様式については、「群馬県建設工事の入札・契約関係書類に関する要領」（最終改正：令和 7 年 12 月 12 日）によります。

なお、改正前の群馬県建設工事執行規程等の規定により作成されている様式との移行期間は、令和 8 年 3 月 31 日で終了しましたのでご注意ください。

建設工事及び建設工事関連業務における保証証書等の電子化（電子保証）に係る電子メールの利用について

保証証書等を電子証書等閲覧サービス（電子保証）による場合、電子認証キーの提出は原則次のとおりとしてください。

提出方法：電子メール

送信先アドレス：annakado@pref.gunma.lg.jp

※メールの件名は「工事事務あて ○○○○（工事名）」としてください。

電子保証を利用した前払金及び中間前払金の電子メールによる請求について（R8.4.1～）

保証事業会社との保証契約を電子保証とした場合には、前払金及び中間前払金の請求を電子メールにより行うことが可能となりました。

詳しくは「群馬県県土整備部基準通知システム」の一般の方用をご確認ください。